

平成29年度「緑の募金」事業事務手続
緑のネットワーク事業
緑化ボランティア活動助成事業

- 1 事業主体
地域住民5人以上のグループで継続性のあるもの（規約を有すること）
- 2 事業の内容
 - ① 空地、街路等を利用しての緑や花づくり
 - ② 緑地や並木の育成保護
 - ③ 歴史的・文化的由来のある森林・樹木・緑地又はそれらの施設の背景となっている森林等の育成保護
- 3 助成の対象
苗木、樹木、種子、草花、肥料、農薬（除草剤は対象外）、用具（スコップ、鎌等）、支柱、保護柵、標示板等資材、会議費（食料費は対象外）等
- 4 1団体当たりの助成額 原則として4万円以内
- 5 採択要件 新規団体を優先する
- 6 手続 *注
 - (1) 市町長は、理事長の指定する日までに、事業実施を希望する事業実施グループ(以下「申請者」という。)の事業申請書(様式-1)をとりまとめて、理事長に提出する。
 - (2) 理事長は、事業申請書の提出があったものについて、別に定める公募事業等審査会に諮り、事業実施の可否等を決定し、事業決定通知書(様式-2)により市町長をとおし申請者へ通知する。
 - (3) 申請者は事業終了後、1ヶ月以内に事業実績報告書(様式-3)を理事長に提出する。
 - (4) 理事長は、報告書に基づき事業内容及び事業費を確認して申請者の指定する口座に送金する。
 - (5) 申請者は、事業決定後、事業内容の変更又は中止するときは、速やかに変更承認申請書(様式-4)を理事長へ提出する。
 - (6) 理事長は、前項の申請書の内容が適当と認めるときは、変更決定書を申請者へ通知する。
 - (7) 理事長は、本事業の適切な推進を図るため、必要な情報資料を申請者に提供するものとする。
- 7 事業の明示(広報)
この事業が「緑の募金」を活用している旨を明示し、周知を図ること。
(標識板(標柱)、団体のホームページ、印刷物への記載等)

*注 提出期限：4月1日～11月30日まで

但し、事業の実施は、事業決定後とする。 助成金の交付額が予算額に達し次第、受付終了とする。